

## 平成 1 8 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 6）

平成 1 8 年 9 月 2 8 日（木曜日）

### 議事日程

平成 1 8 年 9 月 2 8 日（木曜日） 午前 1 0 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 認定第 1 号 平成 1 7 年度防府市水道事業決算の認定について  
（水道事業決算特別委員会委員長報告）
- 4 議案第 7 0 号 防府市住民投票条例の制定について  
（総務委員会委員長報告）
- 5 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度防府市一般会計補正予算（第 2 号）  
（各常任委員会委員長報告）
- 6 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（総務委員会委員長報告）
- 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 1 号 平成 1 8 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 2 号 平成 1 8 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 8 3 号 平成 1 8 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（以上経済委員会委員長報告）
- 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
（建設委員会委員長報告）
- 7 選任第 4 号 防府市教育委員会委員の選任について
- 8 報告第 1 9 号 平成 1 7 年度防府市一般会計継続費精算報告について
- 9 認定第 2 号 平成 1 7 年度決算の認定について
- 10 議案第 8 4 号 工事請負契約の締結について

- 11 議案第 8 5 号 山口県市町総合事務組合の設立についての訂正について
- 12 議案第 8 6 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 13 議案第 8 7 号 平成 1 8 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）
- 14 議員派遣について
- 15 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（ 3 0 名 ）

1 番	行 重 延 昭 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	1 0 番	重 川 恭 年 君
1 1 番	三 原 昭 治 君	1 2 番	木 村 一 彦 君
1 3 番	安 藤 二 郎 君	1 4 番	平 田 豊 民 君
1 5 番	田 中 敏 靖 君	1 6 番	藤 野 文 彦 君
1 7 番	山 根 祐 二 君	1 8 番	今 津 誠 一 君
1 9 番	伊 藤 央 君	2 0 番	松 村 学 君
2 1 番	佐 鹿 博 敏 君	2 2 番	大 村 崇 治 君
2 3 番	河 村 龍 夫 君	2 4 番	山 下 和 明 君
2 5 番	馬 野 昭 彦 君	2 6 番	深 田 慎 治 君
2 7 番	山 田 如 仙 君	2 8 番	中 司 実 君
2 9 番	田 中 健 次 君	3 0 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	助 役	嘉 村 悦 男 君
副 収 入 役	内 藤 和 行 君	財 務 部 長	中 村 隆 君

総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君	監査委員	平田豊民君

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、重川議員、11番、三原議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ここで、平田議員より、会議規則第63条の規定により発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許します。14番、平田議員。

14番（平田 豊民君） 去る9月11日の一般質問における発言について、お手元の申し出書のとおり、その一部を取り消しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。平田議員の申し出のとおり、この取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、平田議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前 10 時 3 分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、市長より、先般の台風 13 号の被害状況及び飲酒運転の見直しについて、行政報告を行いたい旨の申し出があります。この際、市長行政報告を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、市長行政報告を日程に追加することに決定いたしました。

市長行政報告（追加）

議長（久保 玄爾君） これより、市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 9 月 17 日に襲来しました台風 13 号に関し、防府市内の被害状況等を御報告申し上げます。

この台風により被災されました市民の皆様方に、まずもって、衷心よりお見舞い申し上げます。

台風 13 号は、勢力が非常に強く災害が発生するおそれがあると判断し、17 日午後 3 時に防府市災害対策本部並びに水防本部を設置し、気象情報や災害情報の収集を行うとともに、市の広報車等により、台風に対する注意喚起の広報活動を実施しました。

台風の風雨の状況でございますが、17 日午後 9 時 20 分に最大風速 37.2 メートルを観測し、17 日午前 6 時から 18 日午前 1 時までの積算雨量は 23.5 ミリを観測いたしております。

これにより生じた主な被害の状況につきましては、強風による停電が 17 日午後 5 時以降市内各地域で発生しましたが、中国電力の懸命な復旧作業により、18 日午後 8 時 12 分に全面復旧しました。

人的な被害では、軽傷者が 1 名ございましたが、幸いに、市民の皆様方の住家等について大きな被害の報告は現在のところございません。

農業被害につきましては、農業用施設被害が 2 件、農作物等被害面積が 677.4 ヘクタールで、被害予想額は 2 億 9,120 万 2,000 円でございます。

そのほかの被害につきましては、野島三田尻航路の三田尻浮き棧橋が損傷し使用不能となったため、臨時の浮き棧橋で運航しておりますが、同航路は、野島住民のかけがえのな

い交通手段であり、一日も早い復旧を県に要請しているところでございます。

また、公民館等への自主避難につきましては、16カ所の避難所において、延べ96世帯174名の方が避難されましたが、それぞれの避難所に職員を配置し対応に当たりました。

今後とも、防災対策につきましては関係機関と連携を図りながら万全を期してまいりたいと考えております。

なお、今回の台風に対する災害応急費用等につきましては、急を要したものにしましては予備費を充用させていただきますので申し添えます。

次に、本市職員の懲戒処分基準の見直しについて御報告申し上げます。

御承知のとおり、全国的に飲酒運転による悲惨な事故が多発する中、飲酒運転をした公務員に対する処分が大きく取り上げられております。

本市におきましては、「防府市職員の懲戒処分等に係る基準」に基づき、従前から、職員の飲酒運転につきましては、当該職員を免職あるいは停職に処することとし、厳しく対処してまいりました。

しかしながら、全国各地で発生しております事故の重大性にかんがみ、改めて、職員一人一人に公務員としての自覚を喚起するとともに、綱紀の肅正を維持するため、今回、いわゆる「交通三悪」のうち、飲酒運転及び速度超過違反につきましては、処分基準をより厳格化し、10月1日から実施するものでございます。

今後も、引き続き、厳正なる綱紀の保持と服務規律の確保に努め、市民の皆様の公務に対する信頼にこたえてまいります。

以上、御報告申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で行政報告を終わります。

認定第1号平成17年度防府市水道事業決算の認定について

（水道事業決算特別委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 認定第1号を議題といたします。本件については水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。安藤特別委員長。

〔水道事業決算特別委員長 安藤 二郎君 登壇〕

13番（安藤 二郎君） 認定第1号平成17年度防府市水道事業決算の認定についま

して、去る9月15日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部からの参考資料による説明を受け、審査を行ったものでございます。

初めに、水道事業会計決算について申し上げます。

業務量につきましては、年間総有収水量は1,283万8,584立方メートルで、前年度と比較すると9万6,374立方メートル増加しております。

有収水量率につきましては、水道管破損に伴う漏水の増加により、前年度実績を0.9ポイント下回る、89.9%になっております。

建設改良事業では、管網整備として、未給水地区等への配水管の布設工事、老朽配水管や石綿セメント管の布設替工事、並びに本橋水源地の非常用発電設備等の改良工事が実施されております。

これらの事業等を実施した結果、収益的収支については2億598万1,903円の当年度純利益となり、資本的収支については、8億4,540万8,997円の収入不足を生じましたが、この不足額は、損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんされております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額2億598万1,903円を減債積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、「未給水地域については順次計画的に整備されているが、主な要望がある地域はどこがあるのか」との質疑に対し、「現在、地元からの要望に基づき、未給水地区の整備を進めている主なところは、富海の戸田山地区と大道切畑方面で、第4期拡張事業の主要な事業として進めております」との答弁がありました。

また、「石綿セメント管は、老朽管であると同時に、漏水の可能性も高いことから、有収水量率にも影響すると思われるが、布設替えにはあと何年必要なのか」との質疑に対し、「平成17年度末で、配水管総延長のおよそ1%に当たる約5キロメートル程度残存しており、それらは、非常に交通量が多く、施工の困難なところとなっておりますが、年間1キロメートル程度を目標に施工してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、「人丸水源地改良のテストプラントは、塩素に強い微生物の対策だと思うが、平成17年度のテスト結果はどのようであったのか」との質疑に対し、「人丸水源地では、

塩素で死なない耐性のある微生物クリプトスポリジウムの存在が将来的に懸念されるということで、膜処理、細砂ろ過をテストし、いずれも良好な結果を得ております。なお、水質自体に微生物の懸念があるだけで、他の項目については非常に良好な水でございます」との答弁がありました。

さらに、「経営状況で見ると、労働生産性、営業収支は非常によいように思えるが、今後、節水型社会になっていく中で、設備投資は、どういうことが予測されるのか、また、水道料金の値上げの将来計画についてはどうなのか」との質疑に対し、「施設整備といたしましては、人丸水源地と中央管理装置の更新がございます。予定では、これらの整備に約10億円程度は必要となりますが、建設改良積立金の範囲内で何とか対応できないかと考えております。また、水道料金につきましては、平成13年に9.8%、料金を値上げしており、平成17年度までで、料金算定期間の5年を経過しておりますが、今後、平成22年ごろまでは現行の料金水準を維持する方向で考えております」との答弁がございました。

次に、工業用水道事業会計決算について、申し上げます。

収益的収支については1,206万2,583円の当年度純利益となり、資本的収支については、169万5,445円の収入不足を生じましたが、この不足額は、損益勘定留保資金などで補てんされております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち、70万円を法定利益積立金として処分し、残額を翌年度に繰り越すものです。

工業用水道事業会計決算につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「当初予算に反対いたしました消費税が、料金に転嫁されているため承認しがたい」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して討論を求めます。29番。

29番（田中 健次君） 消費税率の問題は、さきの自民党総裁選挙でも一つのテーマとなっており、一つの今後の政治日程に上がってくる問題だろうと思います。

消費税は、憲法の言う応能負担原則に、租税のあり方として違反しているものでありま

す。その点で、消費税を料金に上乘せすることは問題があり、賛成しがたい旨、態度表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。認定第1号については、委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決しました。

議案第70号防府市住民投票条例の制定について

（総務委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第70号を議題といたします。本案については、総務委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。河杉総務委員長。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） ただいま議題となっております、議案第70号防府市住民投票条例の制定につきまして、去る9月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

本案は、地方自治の本旨に基づき市政運営上の極めて重要な事項について、市民の意思を問う住民投票制度を設けることにより、市民の意思を市政に反映できるようにするため、上程されたものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「投票資格者を20歳以上の選挙権を有する者とした理由は、どうか」との質疑に対し、「地方自治法及び合併特例法に準拠し、未成年者や永住外国人の投票資格については、地方参政権の議論もされており、現段階では付与しないこととしております」との答弁がございました。

「住民からの請求の要件を、投票資格者総数の3分の1とした根拠については、どうか」との質疑に対し、「地方自治法に基づく直接請求のうち、長の解職請求、議会の解散請求及び議員の解職請求に伴う署名は3分の1とされておりますので、住民投票制度の重要性にかんがみ、これらと合わせております」との答弁がございました。

また、「長や議会の発議を外している自治体もあるが、認めたのはどういう考えか」との質疑に対し「住民投票制度は代表民主制を補完するもので、議会や長の権限を否定するものではなく、市政運営上の重要事項について、長も議会も改めて住民の考え方を聞くことが必要となることもあるため、地方自治を構成する市民、議会、長がそれぞれ請求機会

を持つことが望ましいと考えております」との答弁でございました。

また、「住民投票の成立要件である、投票資格者総数の2分の1の投票について、投票率次第では、市民の意思を葬ってしまう障害も出てくる」との指摘や「住民投票条例の制定に当たっては、自治基本条例などの根拠を設けて関連づけることや、署名簿の縦覧に当たっては、個人情報の保護の面での検討もしてほしい」との要望もございました。

審査を終え、討論において、「常設型の住民投票条例は、全国でも10市程度と少なく、条例制定に当たっては、市民を交えて、なお十分な検討をすべきで、先に、外部監査制度や情報公開制度を拡充し、市民の市政に対する意識を確立した上で、条例を制定すべきである。また、常設型の住民投票条例により、安易に住民投票が行われることとなれば、住民の感情を混乱させ、まちのかじ取りを間違える可能性がある」との意見と、「常設型の住民投票条例の制定は、市民参画あるいは住民自治の充実、発展を図る上で大変、意義深いことと考えている。なお、今後の課題として、将来にわたるまちづくりについて、市民の切実な意思をより表明できるように、住民請求の要件や未成年者、永住外国人の投票資格についても、検討していく必要がある。また、住民投票の成立要件に関して、投票率にかかわらず開票し、その投票結果を生かしていくことが大切である」との意見がございました。

委員会といたしましては、賛否双方の意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。13番。

13番（安藤 二郎君） それでは、動議を提出いたします。

本案につきましては、制定することについては賛成ですけれども、現時点での制定については、以下に述べるような理由から、総務委員会に再付託の上、閉会中の継続審査に付されることが適切であると考えます。

まず、第1点、住民投票を実施する場合においては、当該住民投票条例の案件について、住民に十分に理解されていることが大前提であります。にもかかわらず、防府市においては現状、政策情報をわかりやすく開示するシステムが確立されている状況ではなく、したがって、住民が当該案件についての適切な判断ができる状況にはありません。

そこで、先ごろ防府市市民参画懇話会を立ち上げ、市民の市政への参画の枠組み、すなわちこれからの市民参画のあり方を論じていく場とするとしているところです。市民参画を論ずる中で中心的課題となるのは、何といたっても政策情報をわかりやすく開示することです。政策情報がわかりやすく市民に届くという方策さえ確立しておれば、市民参画のあ

り方はかなりの部分で解決すると言えましょう。

まずは、この課題について早い時期に論じ、住民投票の前提となる、住民が適切に判断できる手法を確立しなければなりません。

第2点、この条例では、常設型であること、また、住民による請求は3分の1の連署によるといった規定も定められております。しかし、それが常設型でなくてはならない論拠、また、3分の1の連署でなくてはならない根拠、それぞれについて確たるものは何も存在していない状況にあります。これから本格的分権社会を迎えるに当たり、各自治体においては、住民とともに自治責任を果たすため、早急に自治基本条例を視野に入れた制度設計に取り組みなくてはなりません。防府市においても懇話会の設置を決めました。

このような環境の中で、恐らく、そう遠くない将来、市民参画は本格化し、各種のハードルは格段に低くなっていくに違いありません。また、常設型としておこなうとも、容易に条例設定も可能となることでしょう。

第3点、当面、当条例の制定を急がなくてはならない特別の理由があるわけでもなく、懇話会において今述べたこと等について十分に議論されてからでも決して遅くはありません。そしてそのことこそが、当該懇話会に応募までして参画している委員に対する礼儀というものではありませんか。

以上の理由から。総務委員会再付託の上、閉会中の継続審査にされることをお願いするものでございます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） ただいま安藤議員より、本案については総務委員会に再付託の上、閉会中の継続審査にされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議がありますので、起立による採決といたします。本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立少数でございます。よって、議案第70号については、総務委員会に再付託の上、閉会中の継続審査にされたいとの動議は否決されました。よって、討論を求めます。29番。

29番（田中 健次君） 初日、本会議の条例案提案の際にも尋ねましたが、住民請求

の場合の3分の1は高いハードルとなり、旧岩国市や山陽小野田市が3分の1を6分の1に引き下げている状況でもあり、この点は大変不満であります。継続審議としてこの部分の再検討をとの強い思いもありましたが、先ほど否決されました。

しかし、いずれにしても、現在の地方自治制度、住民参加を補う意味で、この住民投票条例は大変意義深いものであり、条例案には賛成をいたします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） この議案第70号に反対の立場で討論をさせていただきます。

この住民投票条例は、第1条に、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とするとうたってありますが、その目的に沿うのであれば、条例制定の過程においても、市民と行政の協働によるものでなければならぬと私は考えます。

この住民投票の制度は常設型であるということですが、常設型住民投票制度を設置している他の自治体、例えば神奈川県大和市、大阪府岸和田市などの例を見ましても、自治基本条例に基づいた常設型住民投票条例となっております。神奈川県の川崎市では、昨年4月に制定されました自治基本条例に基づき、市民を交えた住民投票制度検討委員会を昨年12月に設置され、これまで10回以上にわたり委員会を開催し、検討を重ねておられます。その間、市民フォーラムも開催され、約200名の市民の方々と交えて意見交換もされております。

自治基本条例とは、安定した行政への市民参画制度を保障するため、主権が市民であることや具体的な行政の参加の仕組みなどを明確に定める、いわば自治体の憲法とも言えるものです。防府市には、まだこの自治基本条例も存在いたしません。先ほど言いましたように、今、公募委員10名を含めた市民参画懇話会が設置され、さまざまな分野においての市民の皆さんが自主的、主体的に参画できる仕組み、行政とのパートナーシップによる協働の仕組みがこれから考えられようとしているところでございます。

真に市民協働をうたうのであれば、この市民参画懇話会において、自治基本条例とあわせ住民投票の制度についても、発議権、投票の資格の年齢、その内容をしっかり吟味いただいてからでの条例制定でも十分であり、市民不在、行政主導による今の時点での住民投票の制度は時期尚早であると考えます。

以上の理由により、この条例案に反対いたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 議案第70号に反対の立場から討論いたします。

住民投票という制度は二者択一で賛否を問うものであります。パブリックコメント制度などとは違い、幅広い意見を求めるものではありません。住民投票は幅広く意見を求める

ものではありますが、幅広い意見を求める機会を奪うもので、マルかバツか、白か黒かの選択を市民に迫ることは、そのどちらにも該当しない市民の多様な意見を黙殺するものがあります。これが正しい市民参画の形であるのか、甚だ疑問に感じます。

また、第16条に情報の提供について触れられておりますが、公平で正確な情報を市民に広く提供するシステムが具体的に確立されておらず、必要な情報の提供が行われるという保証がございません。これでは、市民に適切な判断を求めることが困難であります。

この住民投票条例は、市民参画推進を目的とする条例であると存じますが、制定をしようとする上で、市民より何の意見も求めず、市民参画がなおざりにされております。制度さえ整備すれば市民参画推進が図れるというのではなく、どのような目的でその制度をつくるのかということは大変重要なことだと考えます。これでは仏つくって魂入れずであります。

住民投票は、あくまで、代表民主制である議会制民主主義を補完するものであって、市民参画の名のもとにこれを殊さらに重要視する性質のものではございません。何より、政治家がみずからの進退をかけて判断すべき問題を、安易に市民に判断と責任を押しつけるような、議会人としての、また、市民から負託を受けた政治家としての職務、責任を放棄するとも言える行動をとるわけにはいかず、私としてはこの議案に賛成しかねる旨、表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 9番。

9番（山本 久江君） 議案第70号防府市住民投票条例の制定につきまして、日本共産党は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

住民投票条例は、御承知のように、1982年、高知県の旧窪川町で、原子力発電所の建設の是非を問うための住民投票条例が日本で最初に制定されて以来、基地あるいは廃棄物処理場、原発や空港建設をはじめとする開発問題などで、その是非を問う住民投票を求める運動が全国で広がってきた中で生まれてきたものでございます。この運動の流れと広がりは、地方自治の新しい発展として注目すべきことでございます。

すなわち、住民投票は、住民が直接政治に参加する仕組みの一つとして、市民参画、市民自治の充実を図る上で大変重要なものであること、それゆえに、住民投票制度は間接民主制を補完して住民自治の充実、発展を図る有意義な仕組みとして、積極的に位置づけることが大切であると考えます。そうした観点から、このたび常設型住民投票条例を制定していくことは、大変意義深いものであると考えます。

しかし、内容を見てもみますと、今後の課題として指摘しなければならない点もございません。

1つは、住民発議を投票資格者の3分の1以上としていることです。県内の2市では、合併特例法に準じて6分の1となっていますように、市民の切実な意思をより表明できるようにしていくことが大事だと思います。

2つは、投票資格者を20歳以上としていることです。将来にわたるまちづくりにかかわるといえるのであれば、18歳以上、また永住外国人を投票資格者とすることが必要ではないかと思います。

3つ目、住民投票の成立要件として、投票率50%以上で、それに満たなければ開票作業を行わないとしていることです。私どもは、住民投票の投票率はもちろん高いほうが望ましいわけですが、一たん住民投票が行われた以上、その投票率や賛否の得票数を総体として受けとめ、その結果を生かしていくことが大切であると考えます。

以上のような点を指摘しながらも、施策形成段階から市民参加を保障することや、重要な施策について市民の意思を確認することの必要性を認めた本条例の制定につきましては、賛成の立場を表明いたします。

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第70号については、委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（久保 玄爾君） 起立多数でございます。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

議案第75号平成18年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第75号を議題といたします。本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。河杉総務委員長。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第75号平成18年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、総務委員会所管事項について、去る9月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳入面では、企業の平成18年度3月決算の決算額が増大したことによる市税の補正と普通交付税の確定に伴う地方交付税の差額を計上し、市債では、臨時財政対策債の本年度発行額が確定したことに伴う補正をするものでご

ざいます。

歳出面では、人事異動に伴う給与関係費の補正と選挙費において、防府市長選挙の執行経費の精算に伴う補正を計上いたしております。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。藤野教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

16番（藤野 文彦君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第75号平成18年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る9月21日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、補助事業等の補正に伴い、国・県支出金ほか、寄付金が計上されているもの、及び、平成17年度事業の精算に伴う過年度収入が雑入に計上されているもの等でございます。

次に、歳出につきまして、人事異動等による給与関係費が計上されているほか、まず、民生費では、高齢者福祉費において、社会福祉法人等による利用料減免補てん事業に要する経費が計上されているものや、平成17年度事業の精算に伴う返還金が計上されているものでございます。

障害者福祉費において、障害者自立支援法の地域生活支援事業の施行に伴い、相談支援事業、成年後見支援事業等に要する経費が計上されているものや、平成17年度事業の精算に伴う返還金が、計上されているものでございます。

次に、衛生費では、予防費に、麻しん・風しん混合ワクチンの安全性が確立されたことに伴い、MR予防接種に要する経費が計上されているものでございます。

次に、教育費では、教育指導費において、学校支援員派遣事業における学校支援員の増員に要する経費が計上されているものでございます。

体育施設費において、体育館建設事業に伴う基本設計、地質調査等に要する経費が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「相談支援事業は、県から市へ事務がかわったとの説明があったが、法律によって事務がかわるのか、それとも、権限移譲によってかわったのか」との質疑に対して、「障害者の自立支援法の制定に伴い、身障者、知的障害者、精神障害者の3障害については、一元化され、地域支援事業ということで、市町

村が行う事務として、本年10月から、市町村で障害者の相談業務を行うものでございます」との答弁がございました。

また、「新体育館建設に当たり、PFI導入の可能性について委託料が計上されているが、PFIの事業方式として、BTO、BOT、BOO等があるが、どういう型を考えているのか。また、基本設計業務委託料が計上されているが、基本設計となれば基本構想的なものがあるが、基本構想はどうなっているのか」との質疑に対して、「PFI事業については、事業者が施設を建設した後、施設の所有を公共に移転し、事業者が施設の運営管理を行うBTO方式で検討していきたいと考えております。また、基本構想及び基本計画につきましては、体育館の位置や規模などについて、現在、コンサルタントと一緒に策定中であり、関係団体と協議しながら、進めているところでございます」との答弁がございました。

これに対して、「体育館は、広さや天井の高さ、環境面、身障者への配慮等、さまざまな問題があるが、体育館の一番の命はフロアだと言われており、フロアの弾力性等については、ぜひ気をつけていただきたい」との要望がございました。

次に、「学校支援員は、新たに要望があった5校に対して、このたびは、3名を配置という説明だが、残りの2校についてはどうなるのか」との質疑に対して、「学校支援員の要望がございました5校に出向きまして、その状況について確認をいたしました結果、3校につきましては、支援員を必ず置かなければならないと判断いたしました。残り2校については、学校の中の体制で専科教員等により、何とか今年度中は対応できると考えております」との答弁がございました。

これに対して、「要望のある学校や子どもたちの状況にあわせて学校支援員の増員または拡充をお願いしたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員長の報告を求めます。斉藤経済委員長。

〔経済常任委員長 斉藤 旭君 登壇〕

5番（斉藤 旭君） ただいま議題となっております議案第75号平成18年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る9月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものとしたしましては、人事異動に伴う給与関係費の補正が関係科目において、計上されているもの。林業費の林業振興費において、林道久兼奥畑線、普通林

道開設事業の事業費の組みかえを行っているもの。また、水産業費の水産振興費において、県の補助を受けて実施される漁業経営構造改善事業に対する補助金相当額を事業主体に補助する経費が計上されているものです。

審査の過程での主な質疑等を申し上げますと、「漁業経営構造改善事業において建設される施設を防府市としてはどのように活用しようと考えているのか」との質疑に対して、「この施設につきましては、来年の夏にオープンする予定ですので、完成の後に市としての活用方法を検討してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「活用方法については、完成の後ではなく、今考えておくべき問題であり、よく考えておいてほしい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員長の報告を求めます。大村建設委員長。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 議案第75号平成18年度防府市一般会計補正予算（第2号）中、建設委員会所管事項につきまして、去る9月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳出につきまして、人事異動等による給与関係費が計上されているほか、土木費の都市計画総務費において、アスベストによる被害の未然防止を図るため、市内の民間建築物を対象としたアスベスト改修型優良建築物等整備事業に対する補助金が計上されているものでございます。

また、都市計画費の公共下水道費において、人事異動等による給与関係費の収支差に伴う、公共下水道事業特別会計への繰出金が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第75号については、

各常任委員長の報告のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第75号については、原案のとおり可決されました。

議案第76号平成18年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

議案第77号平成18年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第81号平成18年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第82号平成18年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第83号平成18年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第78号平成18年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第79号平成18年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

（以上経済委員会委員長報告）

議案第80号平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（建設委員会委員長報告）

議長（久保 玄爾君） 議案第76号から議案第83号までの8議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第76号について、委員長の報告を求めます。河杉総務委員長。

〔総務常任委員長 河杉 憲二君 登壇〕

3番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました、議案第76号平成18年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る9月20日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、歳入では、平成17年度決算に基づく繰越金を計上し、歳出では、人事異動等による給与関係費を補正し、収支差を予備費で調整するものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第 77 号及び議案第 81 号から議案第 83 号について、委員長の報告を求めます。藤野教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 藤野 文彦君 登壇〕

16 番（藤野 文彦君） ただいま、議題となっております議案第 77 号、議案第 81 号、議案第 82 号、及び議案第 83 号の 4 議案につきまして、去る 9 月 21 日、教育民生委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に、議案第 77 号平成 18 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入では、高額医療費共同事業の制度改正に伴う、国・県支出金、及び共同事業交付金、また、保険財政共同安定化事業の創設に伴う交付金、及び前年度繰越金を計上し、歳出において、人事異動等による給与関係費が計上されているほか、高額医療費共同事業の制度改正、及び保険財政共同安定化事業の創設に要する経費が計上されているものでございます。

次に、議案第 81 号平成 18 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）及び、議案第 82 号平成 18 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 17 年度決算に基づき、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出において、同額が予備費として計上されているものでございます。

次に、議案第 83 号平成 18 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 17 年度決算に基づき、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、繰越金等を計上するとともに、歳出においては、人事異動等による給与関係費が計上されているほか、介護給付費準備基金への積立金、及び国庫支出金等の返還金が計上されているものでございます。

また、ケアプランの受託の増加に伴う介護支援専門員の増員、及び新予防給付ケアプラン委託料の基準単価の確定に伴う経費が計上されているものでございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、4 議案とも、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の 4 議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 次に、経済委員会に付託されておりました議案第 78 号及び議案第 79 号について、委員長の報告を求めます。斉藤経済委員長。

〔経済常任委員長 齊藤 旭君 登壇〕

5番（齊藤 旭君） ただいま議題となっております議案第78号平成18年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）及び、議案第79号平成18年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る9月20日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、いずれの特別会計も人事異動による給与関係費を補正し、同額を一般会計からの繰入金で調整しているものでございます。

委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 次に、建設委員会に付託されておりました議案第80号について、委員長の報告を求めます。大村建設委員長。

〔建設常任委員長 大村 崇治君 登壇〕

22番（大村 崇治君） 議案第80号平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、去る9月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正は、人事異動等による給与関係費の収支差によるもので、歳入では、繰入金及び歳入欠陥補てん収入が、歳出では、給料、職員手当等が計上されているものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、防府市水洗便所改造資金融資あっせん制度により、金融機関に対して行う損失補償、及びこの制度による利子等補給について、平成18年度から平成23年度までの債務負担行為が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結して一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号から議案第83号までの8議案については、関係各常任委員長の報告のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第76号から議案第83号までの8議案については、原案のとおり可決されました。

選任第4号防府市教育委員会委員の選任について

議長（久保 玄爾君） 選任第4号を議題といたします。本件については、一身上に関する事件でございますので、岡田教育長の退席を求めます。

〔岡田教育長 退席〕

議長（久保 玄爾君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち岡田利雄委員の任期が10月3日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

岡田委員には、平成10年10月以来、教育委員会委員として、さらに、平成13年10月からは教育長として本市教育行政の運営に御尽力をいただいております。教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

報告第19号平成17年度防府市一般会計継続費精算報告について

議長（久保 玄爾君） 報告第 19 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 19 号平成 17 年度防府市一般会計継続費精算報告について御説明申し上げます。

本案は、平成 16 年 3 月定例市議会におきまして継続費の設定をいただきました桑山中学校講堂改築事業の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により御報告申し上げます。

よろしく願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 以上で報告第 19 号を終わります。

認定第 2 号平成 17 年度決算の認定について

議長（久保 玄爾君） 認定第 2 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 認定第 2 号平成 17 年度決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会の認定をいただくものでございます。

なお、地方自治法第 241 条第 5 項の規定によりまして、定額基金の運用状況を示す書類及びこれに対する監査委員の意見書を、あわせて提出いたしております。

また、決算の各部門における、主要な施策の成果を説明する書類も資料として配付いたしておりますので、ごらんいただきますよう、お願い申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、一般会計におきまして予算現額 396 億 4,124 万 4,663 円に対しまして、収入済額は、389 億 9,300 万 4,054 円、支出済額は、380 億 1,253 万 8,009 円と相なり、歳入歳出差引額は、9 億 8,046 万 6,045 円の歳入増となりますが、繰越明許費及び継続費繰越金として、翌年度へ繰り越すべき財源が 1 億 4,746 万 2,125 円必要となるため、実質収支で 8 億 3,300 万 3,920 円の黒字決算となっております。

しかしながら、引き続き厳しい状況にあることを十分に認識し、効率的な行政運営と財

政健全化に、なお一層の努力を傾注してまいり所存であります。

次に、特別会計でございますが、まず、競輪事業特別会計につきましては、予算現額 1 2 5 億 5 , 7 1 2 万 5 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額は、1 2 3 億 7 , 0 4 7 万 1 , 0 8 2 円、支出済額は、1 2 2 億 5 , 5 3 6 万 2 8 1 円と相なり、歳入歳出差引額、1 億 1 , 5 1 1 万 8 0 1 円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算現額 1 0 1 億 4 , 3 6 2 万 3 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額は、1 0 1 億 1 , 2 6 0 万 9 , 4 7 7 円、支出済額は、9 9 億 5 , 4 2 0 万 1 2 7 円と相なり、歳入歳出差引額、1 億 5 , 8 4 0 万 9 , 3 5 0 円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、索道事業特別会計でございますが、予算現額 7 , 3 9 9 万 9 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額、支出済額とも 7 , 0 4 4 万 8 , 1 7 0 円と相なり、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、と場事業特別会計でございますが、予算現額 1 , 2 7 7 万 6 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額、支出済額とも 1 , 2 0 5 万 1 , 0 2 9 円と相なり、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、青果市場事業特別会計でございますが、予算現額 1 億 4 , 9 2 2 万 1 , 0 0 0 円に対しまして収入済額、支出済額とも 1 億 4 , 5 6 4 万 3 , 1 6 8 円と相なり、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、同和地区住宅資金貸付事業特別会計でございますが、予算現額 2 億 3 , 0 4 5 万 6 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額は、3 , 7 1 8 万 5 , 5 2 9 円、支出済額は、2 億 3 , 0 3 6 万 2 , 6 1 6 円と相なり、差引不足額 1 億 9 , 3 1 7 万 7 , 0 8 7 円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

次に、土地取得事業特別会計でございますが、予算現額 7 0 9 万 5 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額、支出済額とも、6 9 5 万 6 2 9 円と相なり、歳入歳出差引額は、ゼロとなっております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、予算現額 6 2 億 4 , 0 2 6 万 6 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額は、4 5 億 6 2 2 万 7 , 0 5 6 円、支出済額は、5 4 億 2 , 8 0 0 万 3 , 5 2 4 円と相なり、差引不足額 9 億 2 , 1 7 7 万 6 , 4 6 8 円と、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源の 3 , 8 1 8 万 2 , 9 9 1 円を合わせた 9 億 5 , 9 9 5 万 9 , 4 5 9 円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

次に、駐車場事業特別会計でございますが、予算現額 2 , 8 5 2 万 4 , 0 0 0 円に対しまして、収入済額は、3 , 1 2 7 万 2 , 0 1 2 円、支出済額は、1 , 0 7 1 万

5,024円と相なり、歳入歳出差引額2,055万6,988円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、交通災害共済事業特別会計でございますが、予算現額2,242万8,000円に対しまして、収入済額は、2,080万7,983円、支出済額は、1,666万3,701円と相なり、歳入歳出差引額414万4,282円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、予算現額124億1,792万2,000円に対しまして、収入済額は、121億3,380万4,568円、支出済額は、121億6,995万4,124円と相なり、差引不足額3,614万9,556円を翌年度歳入から、繰上充用いたしております。

最後に、介護保険事業特別会計でございますが、予算現額69億8,559万6,000円に対しまして、収入済額は、69億5,959万3,944円、支出済額は、68億7,131万7,051円と相なり、歳入歳出差引額8,827万6,893円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

以上、一般会計及び特別会計それぞれの決算概要を簡単に御報告申し上げましたが、先ほど申し述べましたように、監査委員の審査意見書その他関係附属書類をお届けいたしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、14名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第2号につきましては14名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これより一般・特別会計決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名いたします。事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 御報告いたします。敬称は省略させていただきます。

馬野議員、河村議員、斉藤議員、佐鹿議員、重川議員、中司議員、原田議員、深田議員、藤本議員、山下議員、山田議員、山本議員、行重議員、横田議員、以上の14名でござい

ます。

議長（久保 玄爾君） ただいま報告いたしましたとおり、一般・特別会計決算特別委員にそれぞれ御指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、一般・特別会計決算特別委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩いたします。なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室でございます。よろしくをお願いいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長（久保 玄爾君） 休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告いたします。委員長には藤本議員、副委員長には重川議員、以上でございます。

議案第84号工事請負契約の締結について

議長（久保 玄爾君） 議案第84号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第84号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、さきに御承認いただきました防府浄化センター7・8系列水処理電気設備工事と同時施工となります水処理機械設備工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました荏原エンジニアリングサービス株式会社中国営業所外5社で入札を行いました結果、2社が、本市の定める低入札価格調査基準価格を下回ったため、その内容を調査審議した結果、最低の価格で申し込みのあった業者において、本契約の内容に適合した履行が可能であると判断し、この申し込みをしたドリコ株式会社福岡支店を落札者と決定いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第84号については、原案のとおり可決されました。

議案第85号山口県市町総合事務組合の設立についての訂正について

議長（久保 玄爾君） 議案第85号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第85号山口県市町総合事務組合の設立についての訂正について御説明申し上げます。

本案は、9月4日に御承認いただきました山口県市町総合事務組合の設立について当該組合の規約の内容に一部誤りがあったため、訂正しようとするものでございます。

訂正の内容につきましては、当該組規約第3条第6項及び第7項に規定する非常勤職員の公務災害補償及び非常勤の学校医等の公務災害補償の共同処理事務を行う構成団体のうち、一部事務組合が1団体表示されていなかったため、訂正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 5 号については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 8 6 号防府市国民健康保険条例中改正について

議長（久保 玄爾君） 議案第 8 6 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 6 号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、療養病床に入院する 7 0 歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設及び特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を支給することとされたこと並びに保険財政共同安定化事業の創設により、保険料の基礎賦課総額の算定に係る規定の整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 6 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 87 号平成 18 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）

議長（久保 玄爾君） 議案第 87 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 嘉村 悦男君 登壇〕

助役（嘉村 悦男君） 議案第 87 号平成 18 年度防府市一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

本案は、市道本橋八河内線道路改良事業について、平成 18 年度、平成 19 年度の 2 カ年継続事業とするため、継続費の設定をお願いするものでございます。

市道本橋八河内線道路改良事業につきましては、防衛施設周辺対策事業としまして、国からの補助を受け、平成元年度から実施しているところでございます。本年度分につきましては、当初予算でお認めいただいているところですが、本事業については、橋梁のかけかえ工事が入ることから、「防衛施設局は、2 カ年継続の国庫債務負担事業で対応する」との通知を受けたので、今回、継続費の設定をいたし、平成 19 年度の完成を目指すものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 87 号については、原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長（久保 玄爾君） 次に、議員派遣についてお諮りいたします。

地方自治法第 100 条第 12 項及び防府市議会会議規則第 157 条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに決しました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（久保 玄爾君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第102条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

あいさつ

議長（久保 玄爾君） ここで、このたび防府市教育委員会委員に選任されました岡田利雄氏より、就任のごあいさつを受けます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） このたび、市議会の皆様の御同意を得まして、再び教育委員を拝命いたすことになりました岡田利雄でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

国際化、情報化、少子化、核家族化、高齢化などの急激な社会の変化や、市民の皆様の教育に対する多様な御期待にこたえていくために、いろいろな施策を講じてまいりましたが、解決の急がれる教育課題は依然として山積しております。

特に、子どもたちの豊かな人間性や確かな学力、そして健やかな心身の育成に努めてまいりました教育改革も5年目を迎えておりますが、教育の質の保証が今日、重要視されております。そのために、教育内容、教育方法、教育制度等の見直しから始めて、教育改革をさらに着実に、そして積極的に実行していかなければなりません。今まさに改革の時代であります。

このようなとき、教育委員としてその職責の重要性を考えると、身の引き締まる思いでございます。浅学非才ではございますけれども、これからの時代を的確に読み取り、自己研さんに励み、誠実かつ着実に微力を尽くす所存でございます。

市議会の皆様の今後一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、教育委員拜命のごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。  
(拍手)

議長(久保 玄爾君) 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成18年第3回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年9月28日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 重 川 恭 年

防府市議会議員 三 原 昭 治